

諮問番号：令和7年度諮問第18号  
答申番号：令和7年度答申第48号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

〇〇〇長（以下「処分庁」という。）が、令和5年2月6日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分及び同法第77条の2に基づく徴収金決定処分（以下、前者を「本件処分1」と、後者を「本件処分2」といい、併せて「本件各処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

### 第2 審査関係人等の主張の要旨

#### 1 審査請求人

審査請求人は、令和5年1月に障がい年金494,954円を遡及支給されたことにより、処分庁から資力の発生時点を令和4年9月として令和5年1月までに支給された保護費について、遡及年金と同額の費用返還決定及び当該返還額を徴収金の対象とする決定を受けた。

しかし、資力の発生日は、早くても当該年金に係る裁定がなされた令和4年12月1日以降とすべきである。

また、処分庁は、返還額の決定過程において十分な検討を行わず、自立更生控除を行わなかったが、自立を助長するという法の趣旨に則り、審査請求人の求める控除を認めるべきである。

さらに、審査請求人が精神障害者保健福祉手帳（障害等級〇級）の交付を受けており、自立更生控除について理解できていなかったにもかかわらず、十分な理解を得るための説明などの合理的配慮義務を果たしていない。

以上のことから、違法・不当な本件各処分の取消しを求める。

#### 2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

## 2 審理員意見書の理由

### (1) 法第63条の解釈と運用について

法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、以上のような同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない（福岡地方裁判所平成26年3月11日判決（貸金と社会保障1615・1616号112頁）及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決（貸金と社会保障1680号33頁）参照）。

(2) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人が令和4年7月分から同年11月分までの障害基礎厚生年金494,954円（以下「本件収入」という。）を遡及して受給したことから、令和4年9月から令和5年1月までに審査請求人に対し支給した保護費のうち494,954円について、「資力がありながら保護を受けたとき」に該当するとして、法第63条に基づき費用の返還を求めるとともに、同額を法第77条の2に基づき徴収金の対象とする本件各処分を行ったことが認められる。

### (3) 本件収入の資力の発生時点について

審査請求人は、本件収入の資力について、早くとも年金支給の裁定があった日に、具体的な資力として発生したというべきであり、令和4年12月1日以降に本件収入を資力として活用できたとみるべきである旨主張する。

生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-6答（1）のとおり、年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされ、この場合、年金受給権が生じた日か

ら法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなるとされている。

以下検討すると、令和4年6月、審査請求人は障害基礎厚生年金の受給権を取得したことが認められる。また、処分庁は、本件収入の資力発生日を令和4年7月1日と決定したことが認められるが、処分庁は当該資力発生日に関する記載は「令和4年6月」の誤記であるとしている。

これらのことからすると、審査請求人が障害基礎厚生年金の受給権を取得した令和4年6月をもって、本件収入の資力が発生したとする処分庁の判断は、問答集問13-6答(1)に照らし、不合理な点は認められない。なお、仮に処分庁が本件収入の資力発生日をケース記録に記載のとおり、同年7月1日と判断して本件処分1を行った場合であっても、後記(4)及び(5)で述べる要返還額及び返還請求額に影響するものではないが、本件事実関係に照らせば、早くても年金支給の裁定があった日を資力発生日というべきとする審査請求人の主張は認められない。

#### (4) 要返還額の決定について

審査請求人は、本件収入の資力が令和4年12月1日に発生し、本件収入が現実に支給されるのが令和5年1月であるため、控除前の要返還額は、令和5年1月に受給した保護費の範囲内であること及び要返還額の算定にあたって収入から8,000円は控除されるべきであること等を主張する。

生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。(以下「次官通知」という。))第8の3(2)ア(ア)のとおり、年金はその実際の受給額を収入として認定することとされている。また、生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年課長通知」という。)1(1)のとおり、法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすることとされている。

以下検討すると、①令和5年1月、審査請求人は、令和4年7月分から同年11月分までの障害基礎厚生年金として、本件収入494,954円を遡及して受給したこと、②処分庁は、本件収入を全額収入認定し、同年9月1日から令和5年1月31日までの間に審査請求人へ支弁した保護費723,590円と比較し、要返還額を494,954円と決定したことが認められる。

これらのことからすると、本件収入は年金収入であることから、次官通知第8の3(2)ア(ア)に照らし、実際の受給額を収入認定した処分庁の判断に不合理な点はなく、本件収入から8,000円を控除するべきで

あるとする審査請求人の主張は認められない。また、処分庁が決定した要返還額は、本件収入の資力発生日後で本件収入にかかる初回の支払月から本件処分1に至る期間内に支弁した保護費と収入認定額を比較のうえ、決定していることからすると、平成24年課長通知1(1)に照らし、著しく妥当性を欠くとは言えず、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

#### (5) 返還請求額の決定について

審査請求人は、次のとおり主張する。本件処分1において、要返還額から控除すべき額を控除していない点で、違法・不当であり、自立助長の観点から、健康で文化的な生活環境を整備するのに必要な費用として、新住居への転居費用、浴室・湯沸器の設置費用、家具・電化製品等の最低限の生活環境を整備するのに必要な費用を控除すべきである。また、処分庁は、令和5年1月12日に審査請求人に対し法第63条にかかる自立更生費について説明した上で、審査請求人から必要なものがないか聞き取りを行ったが、申請したいものはないとの回答を得たと主張するが、この説明時に将来分も含めて被保護者からの十分な聞き取り等の調査をしたうえで、自立更生費として認める余地があるのであれば、自立更生費として認められるか否かの検討を行うべきであるにもかかわらず、このような検討を行わないまま法第63条に基づく返還決定を行うことは違法である。さらに、事後での自立更生費は認められないとの法的根拠はなく、仮に事後であったとしても自立更生費の控除は認められるべきである。

この点について、自立更生費等の控除の判断にあたっては、平成24年課長通知1(2)のとおり、保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、①資力の発現時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること、②当該費用返還額は原則として全額となること、③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないことを説明することとされている。また、原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となる趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討することとされている。

これを本件について検討すると、①令和4年10月3日、処分庁は、審査請求人に対し、本件収入については全額返還となる旨説明したこと、②同年12月26日、処分庁は、審査請求人に対し、本件収入が返還の対象となるため、費消しないよう伝えたこと、③令和5年1月12日、処分庁

は、審査請求人に対し、年金収入は全額収入認定するという性質上、原則全額返還となると説明したうえで、日常生活等で必要な物が自立更生費として認められることで、返還額の一部をその支払いに充てることのできる制度があることを説明し、審査請求人に必要な物がないか確認するが、審査請求人から、日常生活で特に支払いに困ることはないとの回答を得たこと、④同年2月6日、処分庁は、自立更生費を0円と決定し、要返還額494,954円の全額を返還請求額とする本件処分1を行ったこと、⑤同月16日、処分庁は、審査請求人代理人より、審査請求人の転居費用、浴室等の設置費用及び家具・電化製品費用等について自立更生費の適用を求める意見書を受理したこと、⑥同月24日、審査請求人代理人は、処分庁に対し審査請求人の住居の網戸費用について支給を求めたこと、⑦同月28日、処分庁は、審査請求人からの前記⑤及び⑥の申出を受け、ケース診断会議を開催し、他の年金受給者との公平性の観点から事後での自立更生費を認めないこととする一方で、転居費用、浴槽、給湯器及び網戸については主治医に必要性を確認のうえ、一時扶助費での支給可否を決定する方針を決定し、冷蔵庫及びインターホンについては支給要件に該当しないことから支給を認めない方針を決定したことが認められる。

これらの事実を踏まえると、処分庁は、平成24年課長通知1(2)の①から③までの事項を一定説明しており、処分庁が審査請求人に対し、本件収入について全額返還対象となる旨の説明を重ね、自立更生控除の制度を説明のうえ、必要な物品を確認している状況に鑑みると、処分庁が審査請求人に対し行った自立更生費に関する聞き取り又は調査が不十分であったとまではいえない。また、処分庁が審査請求人に対し行った聞き取りに対し、本件処分1に至るまでに、審査請求人から自立更生費に関する申出がなかったことからすると、本件処分1において、処分庁が自立更生費として控除すべき額はないものと判断したことは著しく妥当性を欠くものとは認められない。さらに、処分庁は、本件各処分後に、審査請求人代理人から自立更生費に関する申出を受け、個別品目ごとに組織的な検討を行った結果、自立更生費としては認められないとする一方、品目によっては主治医の意見を確認し、一時扶助としての支給を検討することとしたことが認められる。そうすると、処分庁は、審査請求人からの本件各処分後の自立更生費に関する申出に対し、自立更生費として認めることはできないとしつつも、審査請求人の状況を考慮のうえ、審査請求人の最低生活に必要な不可欠な物資を欠くことのないよう、申出のあった個別品目ごとに一時扶助としての支給の可否についても検討を尽くしたといえる。したがって、処分庁が本件各処分後に行った各一時扶助決定及びこれらの判断過程において、本件各処分の違法性を左右するような事実は認められず、審査

請求人の主張は認められない。

(6) 法第77条の2の適用について

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下「施行規則」という。）第22条の3のとおり、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったときは、法第77条の2第1項に基づき徴収することは適当でないとされている。そして、実施機関の責めに帰すべき事由とは、生活保護行政を適正に運営するための手引について（平成18年3月30日社援保発0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「手引」という。）IV3のとおり、被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかった場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合等であるとされている。

これを本件について検討すると、①令和4年10月3日、処分庁は審査請求人に対し、年金事務所より書類が届くか通帳に入金があり次第、速やかに処分庁へ連絡するよう伝えたこと、②審査請求人は、令和5年1月6日付けの本件収入等に関する年金支払通知を受理したこと、③同年2月6日、処分庁は、審査請求人からの本件収入に係る年金支払通知書の提出及び収入申告を受け、返還対象期間を令和4年9月1日から令和5年1月31日までとしたうえで、本件処分1を行ったことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、審査請求人に対し、本件収入の申告を促したうえで、審査請求人からの収入申告を受けた月の翌月に本件処分2を行っていることが認められるため、保護費の算定に適時に反映したものといえる。また、本件処分1において、処分庁が調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った事情は、本件事件記録からは認められない。したがって、本件処分1に至る状況を考慮すれば、施行規則第22条の3及び手引IV3に照らし、「法第77条の2第1項の徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」に該当する事実は認められず、本件処分2において法第77条の2第1項を適用した処分庁の判断に不合理な点は認められない。

(7) 審査請求人への合理的配慮について

審査請求人は、次のとおり主張する。審査請求人は精神障害者保健福祉手帳○級を取得しているため、処分庁は、審査請求人に対して、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。また、審査請求人は、「自立更生費として控除できる」旨の理解をして

おらず、処分庁は理解ができるように、十分に合理的配慮すべきところ、それを怠りながら、事後での自立更生費について認めないというのは、実質的に正義・衡平の理念から生ずる信義則に反する。さらに、処分庁は、本件処分1において自立更生費を適用しなかった根拠として、令和5年1月12日に審査請求人に対し、自立更生費として控除できることを説明した上で、必要なものがないか聞き取りを行ったが、申請したいものはないとの回答を得たことを挙げるが、この点、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第7条第2項の趣旨に反する。そして、審査請求人が、台所の給湯器・ガスコンロ等が控除の対象になると理解できず、事後に相談したとしても、審査請求人本人の責めに帰すべき事情ではなく、処分庁が、審査請求人の障がいや体調に配慮せず、事務的・機械的に判断したことに問題があるので、「やむを得ない事由」が認められるというべきである。

この点、審理員は、日頃の審査請求人の理解力、自立更生費の取扱いについての説明に対する審査請求人の理解力等について、処分庁に対し質問を行ったところ、処分庁は、回答書において、面談等のコミュニケーションにおいて支障は生じていなかったこと及び処分庁の説明に対して理解できていない点があれば都度、審査請求人から処分庁に対し問い合わせがあったと主張する。

以下検討すると、①令和4年10月3日、処分庁は、審査請求人宅に訪問した際に、審査請求人が体調不良を訴え、訪問日変更の要望を受けると、これを認めたこと、②処分庁は、本件収入が全額返還対象となり、費消しないようにすることを重ねて審査請求人に説明したこと、③令和5年1月12日、処分庁は審査請求人に対し、自立更生控除に関する制度の説明を行うとともに、該当物品がないか審査請求人に対し、聞き取りを行ったことが認められる。また、同日に処分庁が行った説明において、審査請求人が処分庁に対し、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった形跡は、本件事件記録から認められない。

これらのことからすると、処分庁は審査請求人に対し、自立更生控除に関する説明に限らず、日頃から審査請求人に対し説明を行ううえでも、審査請求人の体調が優れないときは訪問を避ける等審査請求人の体調を含む審査請求人の状況に応じた配慮を行っていたと認められる。また、審査請求人が処分庁の自立更生控除に関する説明を理解できていない様子も認められず、合理的配慮の求めも審査請求人からない中で、処分庁が行った説明が、本件各処分を取り消すまでの瑕疵があったと認めることは困難である。したがって、合理的配慮の観点から、本件各処分に至る過程において、違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張は認められない。

(8) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

(9) 上記以外の違法性又は不当性についての検討  
他に本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

(10) 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和7年 8月28日 諮問の受付

令和7年 8月29日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知  
主張書面等の提出期限：9月12日（提出：令和7年10月15日付け）

口頭意見陳述申立期限：9月12日

令和7年10月29日 第1回審議

令和7年11月30日 処分庁への質問（回答：令和7年11月12日付け〇〇第521号）

令和7年12月24日 第2回審議

令和8年 1月26日 第3回審議

令和8年 2月24日 第4回審議

令和8年 3月 2日 処分庁への質問（回答：令和8年3月9日付け〇〇〇第759号）

令和8年 3月13日 第5回審議

令和8年 3月23日 審査請求人から主張書面の提出

令和8年 3月30日 第6回審議

#### 第5 審査会の判断

##### 1 法令等の規定

(1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「(前略) この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

- (2) 法第63条は、「費用返還義務」について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- (3) 法第77条の2第1項は、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。」と定めている。
- (4) 施行規則第22条の3は、「法第77条の2第1項の徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときは、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によつて、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなつたときとする。」と定めている。
- (5) 次官通知第7の2は、「臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であつて、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。（後略）」と記している。
- (6) 次官通知第8の3（2）ア（ア）は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と記している。
- (7) 次官通知第8の3（2）エは、その（ア）において「地方公共団体又はその長が年末等の時期に支給する金銭（中略）については、その額が世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と、その（イ）において「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（中略）については、その額（中略）が世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

- (8) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号。厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の4（1）カは、住宅費について、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合

で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、オに定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。(後略)」と記している。

なお、局長通知は処理基準である。

- (9) 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和38年課長通知」という。)第7問30答は、「転居に際し、敷金等を必要とする場合とは、次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限定されるものである。」とした上で、「次のいずれかに該当する場合」として1から18を示した上で、その12において、「病氣療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合(後略)」と記している。

なお、昭和38年課長通知は処理基準である。

- (10) 平成24年課長通知1(1)は、法第63条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、控除して差し支えない額として①から⑥までの額を記し、その④において、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認められた額。(後略)」と記している。
- (11) 平成24年課長通知1(2)は、「遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて」として、「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。そのため、遡及して受給した年金収入については、次のように取扱うこと。(ア) 保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。①資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること ②当該費用返還額は原則として全額となること ③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと (イ) 原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理

由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。(後略)」と定めている。

- (1 2) 平成24年課長通知2は、法第77条の2に基づく費用徴収決定について、「法第77条の2第1項により、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第63条の費用返還額の全部又は一部を徴収金として徴収することができる。一方で、法第77条の2第1項及び(中略)〔施行規則〕第22条の3により、「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったとき」は、法第63条の費用返還額を法第77条の2第1項の徴収金として徴収することができず、具体的には、被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかつた場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかつたことにより保護の程度の決定を誤つた場合等が該当する。」と記している。
- (1 3) 問答集問13-6答(1)は、「障害基礎年金等が裁定請求の遅れや障害認定の遅れ等によって遡及して支給されることとなつた場合」の資力の発生時点の考え方について、「国民年金法第18条によると、年金給付の支給は「支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から」支給されることとなっているが、被保険者の裁定請求が遅れたり、又は裁定に日時を要した場合には、既往分の年金が一括して支給されることになる。つまり、年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものと取り扱うこととなる。このように、日本年金機構へ裁定請求した日又は裁定があつた日を資力の発生時点として取り扱わないので、受給権が発生しているにもかかわらず本人が裁定請求を遅らせる等悪意的要素によって資力の発生時点を変えることはできないこととなる。なお、上記により資力の発生時点が保護の開始前となる場合でも、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定することのないよう留意すること。」と記している。
- (1 4) 手引IV3は、法第77条の2の適用の判断について、「(前略) 法第77条の2第1項及び(中略)〔施行規則〕第22条の3に基づき、法第63条の返還金に係る債権が「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなつたとき」を原因とするものである場合は、法第77条の2の規定は適用できず、自ずと当該返還金を保護金品等から徴収することもできない。実施機関の責めに帰すべき事由は、具体的

には、被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかつた場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかつたことにより保護の程度の決定を誤つた場合等であり、取扱いに留意されたい。(後略)」と記している。

- (15) 障害者差別解消法第7条第2項は、「(前略) 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」と定めている。

## 2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)その他審理関係人の主張によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 令和2年5月22日付けで、処分庁は審査請求人の保護を開始した。
- (2) 令和4年10月3日、処分庁は審査請求人に対し、本件収入については全額返還となる旨説明した。
- (3) 令和4年12月1日付けで、審査請求人は厚生労働大臣から国民年金・厚生年金保険年金証書の交付を受けた。年金の種類は「障害」、等級は「〇級〇〇号」、年金額は「777,800円」、受給権を取得した年月は「令和4年6月」、支払開始年月は「令和4年7月」と記載されていた。
- (4) 令和4年12月26日、処分庁は審査請求人に対し、本件収入が返還対象となるため、費消しないよう伝えた。
- (5) 令和5年1月12日、審査請求人は処分庁に対し、令和5年1月6日付けの年金支払通知書を提出した。同通知書によると、審査請求人は令和5年1月に障害年金の令和4年7月分から同年11月分までの遡及分494,954円を受給することとされていた。処分庁は審査請求人に対し、年金収入は原則全額返還となり、費消してはならない旨を説明した上で、日常生活等で必要なものは自立更生費として返還額の一部をその支払いに充てることのできる制度がある旨を説明し、必要なものがないか確認したところ、審査請求人は、日常生活で支払いに困ることは特にないと回答した。ただし、この点について審査請求人は、処分庁に対して再三転居に伴い必要となる費用の支給に係る相談を行ったが話を聴いてもらえないなど満足な対応がなく、最終的に自立更生控除を認められなかつたとして、この回答を事実無根と否定している。
- (6) 令和5年1月20日、処分庁は、審査請求人からの申告を受け、同月15日に受給した障害年金494,954円について、令和4年9月から令和5





序は、4月分家賃については現住居（転居前）の家賃額39,000円を認定し、転居完了以降の5月分家賃から新住居（転居後）の家賃20,900円を支給するよう認定の変更を行った。

- (18) 令和5年4月4日、処分庁は、申請のあった引越費用（132,550円）及び網戸設置費用（25,740円）を認定した。また、翌5日には、賃貸借契約に際し必要となる火災保険料（20,000円）を認定した。
- (19) 令和5年4月11日、処分庁は、審査請求人から申出のあった給湯器及び浴槽の購入費用（166,260円）について、主治医の意見を踏まえ、住宅維持費により認定を行うこととした。
- (20) 令和5年5月2日、審査請求人は本件審査請求を行った。

### 3 判断

#### (1) 法第63条の解釈と運用について

法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、以上のような同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない（福岡地方裁判所平成26年3月11日判決（賃金と社会保障1615・1616号112頁）及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決（賃金と社会保障1680号33頁）参照）。

- (2) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人が令和4年7月分から同年11月分までの障害基礎厚生年金494,954円（本件収入）を遡及して受給したことから、令和4年9月から令和5年1月までに審査請求人に対し支給した保護費のうち494,954円について、「資力がありながら保護を受けたとき」に該当するとして、法第63条に基づき費用の返還を求めるとともに、同額を法第77条の2に基づき徴収金の対象とする本件各処分を行ったことが認められる。

#### (3) 本件収入の資力の発生時点について

審査請求人は、本件収入の資力について、受給権が発生した日ではなく、

早くても年金支給の裁定があった日に具体的な資力として発生したというべきであり、令和4年12月1日以降に本件収入を資力として活用できたとみるべきである旨主張する。

問答集問13-6答(1)のとおり、年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされ、この場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したのものと取り扱うこととされている。

以下検討すると、令和4年6月、審査請求人は障害基礎厚生年金の受給権を取得したことが認められる。また、処分庁は、本件収入の資力発生日を令和4年7月1日と決定したことが認められるが、後に処分庁は、当該資力発生日に関する記載は「令和4年6月」の誤記であるとしている。

これらのことからすると、審査請求人が障害基礎厚生年金の受給権を取得した令和4年6月をもって本件収入の資力が発生したとする処分庁の判断は、問答集問13-6答(1)に照らし、不合理な点は認められない。

なお、仮に処分庁が本件収入の資力発生日をケース記録に記載のとおり、同年7月1日と判断して本件処分1を行った場合であっても、(4)及び(5)で述べる要返還額及び返還請求額に影響しない。以上から、本件事実関係に照らせば、早くても年金支給の裁定があった日を資力発生日とすべきという審査請求人の主張は認められない。

#### (4) 要返還額の決定について

審査請求人は、本件収入の資力が令和4年12月1日に発生し、本件収入が現実に支給されるのが令和5年1月であるため、控除前の要返還額は、令和5年1月に受給した保護費の範囲内であること及び要返還額の算定にあたって収入から8,000円が控除されるべきであること等を主張する。

次官通知第8の3(2)ア(ア)のとおり、年金はその実際の受給額を収入として認定することとされている。また、平成24年課長通知1(1)のとおり、法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすることとされている。

以下検討すると、①令和5年1月、審査請求人は、令和4年7月分から同年11月分までの障害基礎厚生年金として、本件収入494,954円を遡及して受給したこと、②処分庁は、本件収入を全額収入認定し、同年9月1日から令和5年1月31日までの間に審査請求人に支弁した保護費723,590円と比較した上で、要返還額を494,954円と決定したことが認められる。

これらのことからすると、本件収入は年金収入であることから、次官通知第8の3(2)ア(ア)に照らし、実際の受給額を収入認定した処分庁の判断に不合理な点はなく、また、次官通知第8の3(2)エの「(ア) 地方公共

団体又はその長が年末等の時期に支給する金銭（後略）」及び「(イ) 不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（後略）」にはいずれも該当しないから、本件収入から8,000円を控除すべきであるとす  
る審査請求人の主張は認められない。

さらに、処分庁が決定した要返還額は、本件収入の資力発生日後で本件収入にかかる初回の支払月から本件処分1に至る期間内に支弁した保護費と収入認定額を比較のうえ、決定していることからすると、平成24年課長通知1(1)に照らして著しく妥当性を欠くとは言えず、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

#### (5) 返還請求額の決定について

審査請求人は、次のとおり主張する。

すなわち、本件処分1において、要返還額から控除すべき額を控除していない点が違法・不当であり、自立助長の観点から、健康で文化的な生活環境を整備するのに必要な費用として、新住居への転居費用、浴室・湯沸器の設置費用、家具・電化製品等の最低限の生活環境を整備するのに必要な費用を控除すべきである。また、処分庁は令和5年1月12日に審査請求人に対し法第63条にかかる自立更生費について説明した上で審査請求人から必要なものがないか聞き取りを行ったが、申請したいものはないとの回答を得たと主張するが、この説明時に将来分も含めて十分な聞き取り等の調査をした上で、自立更生費として認める余地があるのであれば自立更生費として認められるか否かの検討を行うべきであるにもかかわらず、そのような検討を行わないまま法第63条に基づく返還決定を行ったことは違法である。さらに、事後申請による自立更生費が認められないとの法的根拠はなく、仮に事後であったとしても自立更生費の控除は認められるべきであるというのである。

この点について、自立更生費等の控除の判断に当たっては、平成24年課長通知1(2)のとおり、年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、厳格な対応が求められることとされており、保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、①資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること、②当該費用返還額は原則として全額となること、③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないことを説明することとされている。また、原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となる趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用について

は、保護の実施機関として慎重に必要性を検討することとされている。

本件について検討すると、①令和4年10月3日、処分庁は審査請求人に対し、本件収入については全額返還となる旨説明したこと、②同年12月26日、処分庁は審査請求人に対し、本件収入が返還対象となるため、費消しないよう伝えたこと、③令和5年1月12日、処分庁は審査請求人に対し、年金収入は全額収入認定するという性質上、原則全額返還となると説明した上で、日常生活等で必要なものが自立更生費として認められることで、返還額の一部をその支払いに充てることのできる制度があることを説明し、審査請求人に必要なものがないか確認したところ、審査請求人からは、日常生活で特に支払いに困ることはないとの回答を得たが、この点について審査請求人は、処分庁に対して再三、転居に伴い必要となる諸費用の支給に係る相談を行ったが、CWに話を聴いてもらえないなど満足な対応がなく、最終的に自立更生控除を認められなかったとして、反論書においてこの回答を事実誤認として否定していること、④同年2月6日、処分庁は、自立更生費を0円と決定し、要返還額494,954円の全額を返還請求額とする本件処分1を行ったこと、⑤同月16日、処分庁は、審査請求人代理人より、審査請求人の転居費用、浴室等の設置費用及び家具・電化製品の購入費用等について自立更生費の適用を求める意見書を受理したこと、⑥同月24日、審査請求人代理人は、処分庁に対し審査請求人の住居の網戸費用について支給を求めたこと、⑦同月28日、処分庁は、審査請求人からの⑤及び⑥の申出を受け、ケース診断会議を開催し、他の年金受給者との公平性の観点から事後での自立更生費を認めないこととする一方で、転居費用、浴槽、給湯器及び網戸に係る費用については、主治医に必要性を確認の上、一時扶助費での支給可否を決定する方針を決定し、冷蔵庫及びインターホンに係る費用については支給要件に該当しないことから支給を認めない方針を決定したことが認められる。

これらの事実を踏まえると、処分庁は、審査請求人に対し、平成24年課長通知1(2)の①から③までの事項を一定説明しており、本件収入について全額返還対象となる旨の説明を重ね、自立更生控除の制度を説明の上、日常生活等で必要な物品を確認している状況に鑑みると、処分庁が審査請求人に対し行った自立更生費に関する聞き取り又は調査が不十分であったとまではいえない。

また、当審査会において採用できる証拠に基づけば、処分庁が審査請求人に対し行った聞き取りに対し、本件処分1に至るまでに審査請求人から自立更生費に関する申出があったと認めることはできないことからすると、本件処分1において処分庁が自立更生費として控除すべき額はないものと判断したことは、著しく妥当性を欠くものとは認められない。

さらに、処分庁は、本件各処分後に審査請求人代理人から自立更生費に関する申出を受け、個別品目ごとに組織的な検討を行った結果、自立更生費としては認められないとする一方、品目によっては主治医の意見を確認し、一時扶助としての支給を検討することとしたことが認められる。そうすると、処分庁は、審査請求人からの本件各処分後の自立更生費に関する申出に対し、審査請求人の状況を考慮の上、審査請求人の生活に必要な物資を欠くことのないよう、申出のあった個別品目ごとに一時扶助としての支給の可否についても検討を尽くしたといえる。

したがって、処分庁が本件各処分後に行った各一時扶助決定及びこれらの判断過程においても、本件処分1の違法性を左右するような事実は認められず、審査請求人の主張は認められない。

#### (6) 法第77条の2の適用について

施行規則第22条の3のとおり、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったときは、法第77条の2第1項に基づき徴収することは適当でないとされている。そして、実施機関の責めに帰すべき事由とは、手引IV3のとおり、被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかった場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合等であるとされている。

これを本件について検討すると、①令和4年10月3日、処分庁は審査請求人に対し、年金事務所から書類が届くか通帳に入金があり次第、速やかに処分庁へ連絡するよう伝えたこと、②令和5年1月12日、処分庁は、審査請求人から令和5年1月6日付けの本件収入に係る年金支払通知書を受領し、これを収入申告とみなしたこと、③同年2月6日、処分庁は、②の収入申告を受け、返還対象期間を令和4年9月1日から令和5年1月31日までとした上で、本件処分1を行ったことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は審査請求人に対し、本件収入の申告を促した上で、審査請求人から収入申告を受けた月の翌月に本件処分1を行っていることが認められるため、保護費の算定に適時に反映したものといえる。

また、本件処分1において、処分庁が調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤ったといった事情は認められない。

したがって、本件処分1に至る状況を考慮すれば、施行規則第22条の3及び手引IV3に照らし、「法第77条の2第1項の徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」に該当する事実は認められず、本件処分2において法第77条の2第1項を適用した処分庁の判断に不合理

な点は認められない。

(7) 審査請求人への合理的配慮について

審査請求人は、次のとおり主張する。

すなわち、審査請求人は精神障害者保健福祉手帳〇級を取得しているため、障害者差別解消法第7条第2項の規定に基づき、処分庁は審査請求人に対して、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。また、審査請求人は、「自立更生費として控除できる」旨の理解をしておらず、処分庁は理解ができるよう十分に合理的配慮をなすべきところ、それを怠りながら、事後での自立更生費について認めないのは、実質的に正義・衡平の理念から生ずる信義則に反する。さらに、処分庁は、本件処分1において自立更生費を適用しなかった根拠として、令和5年1月12日に審査請求人に対し、自立更生費として控除できることを説明した上で、必要なものがないか聞き取りを行ったが、申請したいものはないとの回答を得たことを挙げるが、この点、障害者差別解消法第7条第2項の趣旨に反する。そして、審査請求人が、給湯器・ガスコンロ等が控除の対象になると理解できず、事後に相談したとしても、審査請求人本人の責めに帰すべき事情ではなく、処分庁が審査請求人の障がいや体調に配慮せず、事務的・機械的に判断したことに問題があるので、「やむを得ない事由」が認められるというべきであるというのである。

この点、審理員は、日頃の審査請求人の理解力、自立更生費の取扱いについての説明に対する審査請求人の理解力等について処分庁に対し質問を行ったところ、処分庁は回答書において、面談等のコミュニケーションにおいて支障は生じていなかったこと及び処分庁の説明に対して理解できていない点があれば都度、審査請求人から処分庁に対し問い合わせがあったと主張する。

以下検討すると、①令和4年10月3日、処分庁は、審査請求人宅を訪問した際に審査請求人が体調不良を訴え、訪問日変更の要望を受け、これを認めたこと、②処分庁は、本件収入が全額返還対象となるため費消しないよう重ねて審査請求人に説明したこと、③令和5年1月12日、処分庁は審査請求人に対し、自立更生控除に関する制度の説明を行うとともに、該当物品がないか審査請求人に対し聞き取りを行ったことが認められる。また、同日に処分庁が行った説明において、審査請求人が処分庁に対し、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった形跡は、本件事件記録等から認められない。

これらのことからすると、処分庁は審査請求人に対し、自立更生控除に関する説明に限らず、日頃から審査請求人に対し説明を行う上でも、審査請求

人の体調が優れないときは訪問を避ける等審査請求人の体調を含む審査請求人の状況に応じて一定の配慮を行っていたと認められる。

また、審査請求人からの合理的配慮の求めもない中で、処分庁が行った説明に本件各処分を取り消すまでの瑕疵があったと認めることは困難である。

したがって、合理的配慮の観点から、本件各処分に至る過程において違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張は認められない。

- (8) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件各処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、棄却されるべきである。

## 第6 付言

当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下付言する。

審査請求人の自立更生控除について、処分庁は、令和5年1月12日付けのケース記録において、審査請求人に対し制度について説明し、日常生活等で必要な物がないか確認したが、「日常生活で支払いに困る事は特にないと回答を得た」と記載し、自立更生控除を認めず本件処分1を行った。確かに、遡及年金に係る自立更生控除については、他の年金受給者との公平性の観点から厳格な対応が求められることが平成24年課長通知1(2)に記載されている。しかし、処分庁が記載のとおり説明したのであれば、日常的に支払っている費用以外にも、審査請求人の生活に必要な不可欠な事物に係る費用も自立更生控除の対象となり得ることなど複雑な制度の内容を審査請求人が十分かつ正確に理解しうるよう、より丁寧に説明すべきであったといえる。

また、審査請求人は、反論書において、自立更生費として必要なものについて日常生活で支払いに困ることは特にないと回答したことを事実誤認であると主張するとともに、ケース記録に自らが転居に係る費用等について相談したことについての記載がないことについて、具体的な日付や相談内容も示しながら、疑義を呈している。この点について、当審査会から処分庁及び審査請求人双方に対し確認したが、双方の意見は食い違っていた。

特に本件においては審査請求人が〇〇〇〇を抱えていたという事情にも鑑みれば、処分庁は、平成24年課長通知に則して、より丁寧に、正確かつ十分な説明を行うよう努めるべきであったというべきであるし、今後はケース記録において、より詳細に被保護者とのやり取りを記載するよう留意すべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会  
委員（部会長）野呂 充  
委員 相間 佐基子

委員

重本 達哉